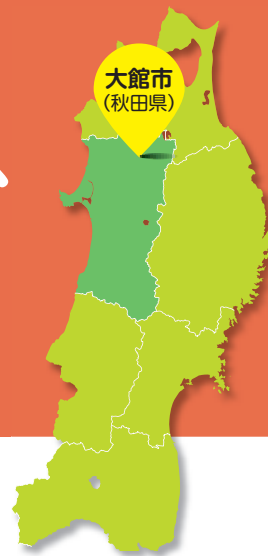


# 不要となった空き公共施設の 地場産業による有効活用により、 地域の雇用・産業を活性化

問い合わせ先 大館市総務部管財課

☎ 0186-43-7038 ■ <http://www.city.odate.akita.jp/dcity/kan-sisetu/131-7587.html>



❏ 少子高齢化や市町村合併により、利用されない「空き公共施設」が発生し、その取扱いが課題となっていた中、新たに条例を制定し、地場の食品事業者による空き公共施設の有効活用を図り、地域の雇用や所得が増大



旧葛原保育所。平成21年3月に閉所後、空き公共施設になっていた

## 事業者の声

- 空き公共施設は、強固な作りで改修費を抑えられたうえ、土地・建物が非常に安く取得できたため、その分を施設・整備に投資
- 空き公共施設は敷地が広く、工場と事務所を同一の建物の中に設置できたため、作業状況の把握が容易となり、出荷までの時間が短縮されたなど、生産効率が向上



条例を適用し、食品加工企業による、地鶏の加工拠点に



食品加工企業が施設を増改築。平成26年4月、本社・工場を移転し、新社屋として新たに操業を開始

## 取組の背景 利用されない公共施設の取扱いが課題に

● 大館市では、少子高齢化の進行や、平成17年に旧田代町、比内町と合併したことにより、不要になった保育所や障害者施設などの空き公共施設が発生したものの、補助対象となった施設の処分については、用途・譲渡先が限られ、また、国庫納付が求められることなどが制約となって、地域で敷地や建物を有効に利用できないという課題があった。

## 取組の概要 独自の条例を制定し、民間事業者の支援と一体となって促進

● 地域の実情に応じて、空き公共施設などを有効に利活用し、地域の活性化及び雇用の機会の拡大を図ることを目的として、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定した(平

成25年1月施行)。条例では、公共施設などを利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者であって、最も有効に施設を活用し、かつ、地域の活性化に資すると認められるものを、市長が指定事業者として指定することとしている。

- 指定事業者に対しては、空き公共施設などの減額譲渡、利用施設の無償貸付又は減額貸付、増築及び改修助成金の交付、事業の開始時における支援金の交付、固定資産税の免除といった奨励措置を講ずることとした。

## 取組の成果 空き公共施設が有効活用され、雇用・所得が増大

- 旧葛原保育所は、地場の食品加工企業(地鶏の加工業者)が増改築して新社屋とした。事業者からは、「土地・建物が非常に安く取得できた」、「従来の工場は分散していたが、一箇所にまとまり、生産効率が向上した」、「大手百貨店からの注文や通販メニューが好調」との評価を受けている。
- また、障がい者授産施設だった旧白沢通園センターと旧三岳小学校は、同一の事業者による山芋の皮むき作業所となった。こうして、累計3件の転用が行われ、常用の従業員5人、非正規従業員60人を雇用するなど、地域の雇用・所得の増大を通じて地域の活性化が図られている。

## 地方分権改革との関連

■ 国庫補助事業などの補助対象財産の財産処分に当たっては、様々な制約があったが、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日 補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、おおむね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告などにより国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないことなどの取扱いが定められた。この結果、空き公共施設の利活用が柔軟にできるようになった。

## コラム① 空き校舎を製材工場に活用し、雇用・産業を活性化 真室川町(山形県)

- 山形県真室川町は、廃校となった中学校の校舎を製材会社は無償貸与し、新たな製材工場として活用。豊かな森林資源を活用した産業振興を図るとともに、就労の場の少ない中山間地域における新たな雇用の創出にも貢献。山形県では森林資源を活用する「森林(モリ)ノミクス」の取組を推進しており、製材の過程で排出される副産物(おがくずなど)を、きのこ生産、堆肥の原料に活用している。

【問い合わせ先】真室川町交流課 0233-62-2111

## コラム② 空き校舎を福祉施設に活用し、雇用・福祉を向上 白鷹町(山形県)

- 山形県白鷹町は、老人福祉施設の待機者数が100人を超す状況にあったところ、休校した小学校の校舎を介護施設に転用し、町民の介護・福祉サービスを向上させるとともに、施設職員を町内から積極的に雇用し、新たな雇用創出につなげた。利用者にとっては、住み慣れた場所で、町出身の施設職員や近隣の方々に支えられることとなり、これまでの生活を大きく変えることなく、かつ利用者の声を大切にした介護を受けられる。

【問い合わせ先】白鷹町総務課 0238-85-2111